

30. 5. 23
防 衛 省

「イラク日報」に関する調査チーム報告書

1. はじめに

「南スーダン派遣施設隊日々報告」に関し不適切な行政文書管理及び情報公開業務が行われていたことを踏まえた再発防止策の一環として、「日報」を含む定時報告¹の全てを、統合幕僚監部（以下「統幕」という。）参事官²に送付することとされ、これらは同参事官においてデータ等により整理・保存することによって一元的に管理することとされた。このための作業を進める中、研究本部（当時）³においてイラクでの自衛隊の活動に関する日報（以下「イラク日報」という。）33日分が発見された旨報告された⁴。その後、研究本部においては、当該作業が行われる以前の平成29年3月27日の時点でイラク日報が発見されていた旨報告された。

しかしながら、同年2月22日には、当時の稲田防衛大臣からイラク日報の探索の指示がなされていたところであり、同年3月に研究本部においてイラク日報が発見されていたにもかかわらず、大臣まで報告が行われなかったことは、シビリアン・コントロールにも関わりかねない重大な問題が含まれている可能性があると考えられた。

こうした問題意識に基づき、平成30年4月4日、小野寺防衛大臣の指示に基づき、陸上自衛隊のイラクの「日報」に関する調査チーム⁵が設置された。同調査チームは、平成29年3月27日に研究本部に

¹ 行動命令に基づき活動する部隊が作成した上級部隊（司令部を含む。）への定時報告であって、防衛大臣又は上級部隊の判断に資するもの

² 統幕参事官は、平成30年4月1日に統幕首席参事官及び参事官へと改編。

³ 陸自研究本部は、陸自幹部学校と機能を一体化され、平成30年3月27日に陸自教育訓練研究本部となり、朝霞駐屯地から目黒駐屯地に移転。

⁴ のちに、さらに71日分が発見された。

⁵ チーム長：大野防衛大臣政務官

チーム長補佐：上田廣一弁護士

事務局長：小波大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官

チーム員：榎道大臣官房審議官、鈴木統合幕僚監部総括官、兒玉陸上幕僚監部監察官

においてイラク日報が発見されていたことが当時の稲田防衛大臣に対し報告されていなかった理由及びイラク日報が発見されたという情報が共有されていた範囲（以下「調査項目」という。）について事実関係を明らかにすることを命ぜられた⁶。

これらの点を明らかにするため、同調査チームは、証拠書類の収集のため陸自教育訓練研究本部に赴き、関係職員のパソコンや行政文書ファイルの検査を行った。また、関係職員の記憶や認識を把握するため、約70名に対する聞き取り調査、約400名に対するアンケート調査を行った。特に重要と思われる事実関係の詳細を把握するため、繰り返し聞き取りを行った職員は多数に上った（参考を参照。）。

この結果、命令や指示の伝達、その実施に伴う関係部局間の連絡調整、上司・上級部隊への報告といった基本動作が不十分であったり、又は欠落していたりした多くの事実が明らかになった。

イラク日報の探索に関わる作業は、当時いくつか行われていたが、平成29年2月22日の稲田防衛大臣の指示に先立って、同月16日の国会議員からの資料要求への対応が行われていたことから、まずその事実関係から記すこととする。

2. 調査項目に関し把握した事実関係

（1）平成29年2月16日の国会議員からの資料要求等に係る対応

平成29年2月7日に防衛省が南スーダン日報が統幕において発見されたことを公表し、情報公開対応や国会対応における南スーダン日報の扱いが問題視されていた中、平成29年2月16日、国会議員から防衛省に対し、「イラク戦争におけるサマワでの日報」等について、同日中の提出を求める資料要求があった。当該資料要

⁶ これまで34回の会議を開催。

求について、統幕参事官（当時）が担当課となり資料の探索を開始した。

統幕参事官付Aは、当該資料を保有している可能性があるのは統幕、陸自及び航空自衛隊であると考え、同日11時30分頃、統幕参事官付のカウンターパートである統幕運用第二課、陸上幕僚監部（以下「陸幕」という。）運用支援課及び航空幕僚監部（以下「空幕」という。）運用支援課に対し、該当する資料を探索し、その結果を同日15時までに報告するよう依頼した。

当該依頼を受けた陸幕運用支援課員Xは、同日中に依頼内容を同課員Dに伝達したところ、Dから、資料要求の内容に合致する文書を探索するよう指示を受けた。Xは、同課員B及びCに対し、イラク日報が行政文書として保管されているか統幕参事官付に回答するよう依頼した。かかる依頼を受けたCは、統幕参事官付Yに対し、運用に係る行政文書は全て統幕運用第二課国際協力室に移管している旨連絡した⁷。AはYからその旨報告を受けた。その後、Aは陸幕運用支援課運用支援第2班を探索したDから、イラク日報が保管されていない旨連絡を受けた（2月16日。時間不明）⁸。

また、Aは統幕運用第二課の担当者より、イラク日報が保管されていない旨連絡を受けた（2月16日。時間不明）⁹。

さらに、同日15時頃、Aは空幕運用支援課の担当者より、空幕においてイラク日報は保管されていない旨連絡を受けた。

これらの回答を踏まえ、同日19時頃、防衛省は資料要求を行った国会議員に対し、イラク日報について確認中である旨回答した。

⁷ 平成18年4月20日に統幕運用第二課国際協力室に移管された行政文書中にイラク日報は含まれていない。

⁸ 探索を行った範囲をどのように伝えたかについては、事実関係を特定することができなかった。

⁹ Aから依頼を受けた統幕運用第二課が探索を行った範囲については、事実関係を特定することができなかった。

翌17日の8時頃、Aは空幕運用支援課の担当者より、航空支援集団司令部においてもイラク日報は保管されていない旨連絡を受けた。

このような対応が行われた後、同月20日、衆議院予算委員会において、上述の資料要求を行った国会議員とは別の国会議員がイラク日報に関して質問を行い、稲田防衛大臣は「確認をいたしましたが見つかることはできませんでした」、「しっかりと確認をしている最中ですが、先ほど・・・御答弁申し上げましたように、イラクに関しては日報は残っていないことを確認いたしております」と答弁した。

(2) 稲田防衛大臣の再探索指示を受けた対応（平成29年2月22日～同年3月10日）

平成29年2月22日午前、衆議院予算委員会第1分科会に先立ち実施された打合わせの場において、統幕総括官は、稲田防衛大臣より、イラク日報の再探索指示があったことを受け、同日午前、その旨を統幕参事官付の職員に対し伝達するとともに、当該「日報」を再度探索するよう指示した。Aは、統幕総括官からの指示を踏まえ、同日12時頃、統幕運用第二課、陸幕運用支援課及び空幕運用支援課の担当者に対し、「本日の大臣レクの際に、大臣より、『イラクの日報は本当はないのか?』とのご指摘がありました。ついては、たびたび恐縮ですが、探索いただき無いことを確認（紙媒体・電磁的記録）いただいた組織・部署名を本メールに返信する形でご教示いただけますでしょうか。」（原文ママ）とのメールを送付した¹⁰。

¹⁰ Aは、当該メールの送付をもって、稲田防衛大臣の指摘を受け、イラク日報の再探索を実施し有無の再確認を求める意図と、国会議員からのイラク日報の資料要求時に探索した部署名及び稲田防衛大臣のイラク日報再探索指示により探索した部署名の回答を求める意図を有していた。一方で、当時は南スーダンPKOの対応で疲弊しており、つたない文面となった面もあるとの認識を有している。

上述のメールを受信したB及びCは、当該メールは、同月16日の国会議員からの資料要求への対応に際してイラク日報を探索した部署を確認する内容であると認識し、同月22日中に上司であるDに対し、その旨口頭で報告した¹¹。報告を受けたDは、Aから送付されたメールは、同月16日の国会議員による資料要求を探索した部隊等を確認するものと理解したが、稲田防衛大臣からイラク日報の再探索指示があったとの認識を有するには至らなかった。一方で、Dは、同月16日の時点では陸幕運用支援課運用支援第2班を探索したのみであったが、同月16日にAへ回答した後も範囲を広げ探索を継続していた。

Dは、自衛隊が海外において活動する場合に研究本部から教訓収集要員を派遣していることを踏まえ、研究本部総合研究部教訓課¹²（以下「教訓課」という。）がイラク日報を保有している可能性があると考え、2月22日（時間不明）、研究本部との連絡調整の担当であった陸幕情報通信・研究課¹³員Eに対し、教訓課にイラク日報の探索を実施させるよう依頼した。また、Dは、Aからの依頼に回答期限が示されていなかったことに気づき、同日16時頃、Aに対し、回答期限を問合わせた。しかし、問合わせを受けたAは、Dに対して回答期限を示すことはなかった¹⁴。

Eは、Dからの依頼を受け、教訓課の情報公開担当Fに対し、イラク日報を直ちに探索するよう依頼した（2月22日。時間不明。）

¹¹ B及びCは、Aより送付されたメールの本文中に、「大臣指示」、「命令」等の記載がなかったことから、稲田防衛大臣からイラク日報の探索指示が発出されたとの認識を有するに至らなかった。

¹² 平成30年3月27日の組織改編により、教訓課は教育訓練研究本部訓練評価部教訓評価室に移行。

¹³ 平成29年3月27日の組織改編により、情報通信・研究課の機能の一部が防衛課に移行。

¹⁴ Aは、大臣の発言を受けて、事務方として必要と考える念のための再確認作業を実施すべきとの認識を有していたものの、（新たにイラク日報が見つかるなどした場合を除き）必ずしも大臣まで報告を要するとの認識までは有していなかったため、期限を示さなかった。

15。

Fは、教訓課にはイラク関連の資料はないと前任者から申し送りを受けていたことから、十分な探索を行うことなく、「イラクの『日報』に関する文書はない」旨Eに回答（2月22日。時間不明）した（なお、後にイラク日報が発見された外付けハードディスク（HDD）には個人資料しかないと認識していたことから、外付けHDDの探索は行わなかった。）。このことをFは上司に報告しなかった¹⁵。

Eは、同日16時30分頃、Fからの回答を受け、Dに対し、教訓課にはイラク日報が存在しない旨回答した。

同年3月10日、Dは上司である陸幕運用支援・情報部長及び陸幕運用支援課長に対し、中央即応集団司令部及び教訓課にはイラク日報が存在しない旨報告した。また、Dは同日8時頃、Aに同内容を回答した¹⁷。当該報告を受けたAは、探索漏れがないか陸自全体として確認してほしい旨Dに伝達した¹⁸。

（3）陸幕通達に基づく探索（平成29年3月15日～同月31日）

防衛省が破棄したと説明していた南スーダン派遣施設隊日々報告（以下「南スーダン日報」という。）について、陸自が一貫して保管していたなどとする報道が平成29年3月15日に発信された。同月17日、南スーダン日報の管理状況に関し特別防衛監察が

¹⁵ E及びFも、稲田防衛大臣からイラク日報の再探索指示があったとの認識を有していなかった。また、Eは、Fではなく同課員Uに対し依頼したと記憶しているが、Uは同日出張により不在であった。

¹⁶ Fは、本来であればUが受けていたであろう依頼について、Eが確認次第回答するよう求めていたことから、速やかに確認しEに回答する必要があると認識していたため、Uに報告せず、Eに回答している。EもFに対し、回答を急ぐよう伝えた。

¹⁷ Aは、当該内容を上司である統幕総括官に報告しなかった。また、統幕総括官以外の上司への報告の有無については、事実関係を特定することができなかった。

¹⁸ Dによる当該事項への回答が行われたことを確認することはできなかった。

開始された。同月23日、陸幕は「南スーダン派遣施設隊日々報告に関する調査について（通達）」（陸幕総第284号（29.3.23））（以下「3.23陸幕通達」という。）を発出し、平成28年7月7日から同月12日までの間における各部隊等で保有する南スーダン日報（以下「本件南スーダン日報」という。）の保有状況を報告するよう求めた。平成29年3月24日、研究本部は「南スーダン派遣施設隊日々報告に関する調査について（通達）」（研本総第315号電（29.3.24））を発出し、3.23陸幕通達に基づく調査を開始した。

同年3月27日午前中、教訓課では、各人の業務システム17台及び陸自指揮システム2台のデータ内の探索が実施されたが、本件南スーダン日報は発見されなかった。教訓課長は、教訓課員Gからその報告を受け、G及び教訓課員Oとともに教訓課内のパソコンを抽出して点検した際、書棚に保管されている外付けHDDを目にし、当該外付けHDDの探索も実施するようG及びOに指示した。当該外付けHDDは、当時、全部で11台あり、可搬記憶媒体として書棚に保管され、行政文書が格納される一方で、課員が業務の必要に応じ取り出して使用していた¹⁹。

同日午後、Oの指導の下、Gが当該外付けHDDの探索を実施したところ、本件南スーダン日報は発見されなかったが、本件南スーダン日報以外の日報と思われる資料が発見された。その報告をOから受け、教訓課長は、パソコンの画面でこれらの資料を閲覧し、ハイチ、イラク、ホンジュラス等における活動に関する日報ではないかと考えた。教訓課長は、これらの資料について「これは日報ではないのか」と数名の課員に問いかけたが、知見がなく確

¹⁹ 当該外付けHDDには、現時点で少なくとも120万件のデータファイルが保存されていたことが確認されている。

たる回答は得られなかった。しかし、教訓課長は、南スーダン日報が国会等で議論されていたので、本件南スーダン日報以外の日報が存在するなら、3. 23 陸幕通達の対象外であっても陸幕に報告する必要があるのではないかと考え、この点について確認するようGに指示した。Gは、同日中に総合研究部第1研究課員Iに対し、本件南スーダン日報以外の日報の存在について陸幕への報告が必要であるか確認した。Iは、3. 23 陸幕通達の「各部隊等で保有する当該（南スーダン派遣施設隊）日々報告の保有状況を報告」との文言に基づき、陸幕への報告は不要である旨Gに回答した。

翌28日、教訓課長は、Gからの報告により、本件南スーダン日報以外の日報の存在について陸幕への報告は不要であると認識した。その後、教訓課長は、3. 23 陸幕通達に基づく探索の結果、本件南スーダン日報は教訓課に存在しなかったが、ハイチ、イラク、ホンジュラス等における自衛隊の活動に関する日報が発見されたことを総合研究部長に報告した。総合研究部長は、それらの日報が発見されたことを陸幕に報告するように教訓課長に指示したが、教訓課長は、陸幕への報告は必要ない旨答えた。

総合研究部長への報告後、同日中にGはIに対し、3. 23 陸幕通達の回答様式により本件南スーダン日報が存在しないことを回答した。この際、教訓課において本件南スーダン日報以外の日報が発見されたことについて、陸幕に報告された事実は確認できなかった。

翌29日、総務部総務課員Kは研究本部の総務部長及び総務課長に対し、研究本部に本件南スーダン日報が存在しない旨報告した。

翌30日13時頃、Kは陸幕総務課員Lに対し、研究本部に本

件南スーダン日報が存在しない旨報告した。

同日、研究本部は、「南スーダン派遣施設隊日々報告の保管状況等に関する調査について（通達）」（陸幕総第316号（29.3.29））（以下「3.29陸幕通達」という。）を受け取った。同日、研究本部は、「南スーダン派遣施設隊日々報告保管状況等に関する調査について（通達）」（研本総第339号電（29.3.30））を發出し、3.29陸幕通達に基づく調査を開始した。

同日の夕刻、教訓課では、教訓課長を含む全職員による本件南スーダン日報の探索が改めて行われたが、この際にも本件南スーダン日報は発見されなかった。

翌31日、3.29陸幕通達に基づく研究本部の調査の結果は、Kから陸幕総務課に回答された。この過程で、教訓課に本件南スーダン日報以外の日報が存在することが陸幕に報告されたことは確認できなかった。

（4）イラク日報に関する行政文書開示請求への対応（平成29年3月27日～同年4月）

平成29年3月27日、大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室（以下「内局情報公開室」という。）は、「イラク復興支援活動で現地に派遣された部隊が作成した日報等の報告文書で陸上自衛隊で保管している文書すべて（ただし教訓レポートはのぞく）」（開示請求書のママ）の開示を求める請求（本本B1956）（以下「本件開示請求」という。）を受領した。同日21時頃、内局情報公開室員Tは、本件開示請求に係る文書の公開に関する事務を実施することが最も適当なのは内局、統幕及び陸自であると考え、内局防衛政策局、統幕総務課及び陸幕情報公開・個人情報保護室（以下「陸幕情報公開室」という。）に対し、該当する行政文書の探索

及び参考となる情報の提供を依頼した。

かかる依頼を受け、同日 21 時 30 分頃、陸幕情報公開室員 H は、陸幕運用支援課員 J に対し、本件開示請求に係る開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）を送付し、4 月 14 日 12 時までに文書探索結果を提出するよう依頼した。また、同日、H は、中央即応集団司令部にも本件開示請求書を送付し、同様の依頼を行った。その後、陸幕運用支援課によって各方面隊に対し文書探索が依頼された。

一方、翌 28 日 21 時頃、H は、陸幕情報公開室員 S に当該開示請求書を転送し、陸幕防衛課にも探索を依頼するよう要請した。

翌 29 日 8 時 30 分頃、S は、陸幕防衛課員 M に本件開示請求書を送付し、陸幕運用支援課でも探索していることを伝えつつ、陸幕防衛課で保有する文書がないか探索し、4 月 13 日までにその結果を通知するよう依頼した。その際、S は、研究本部との調整を担当する陸幕防衛課研究室員 Q にも本件開示請求について情報提供した。

翌 30 日未明、Q は、研究本部総務課員 R に本件開示請求書を送付した上で、同日午前探索を依頼した。同日午前、R は F に対し、該当する文書の探索を依頼した（時間不明）。F は、同月 27 日に教訓課長がイラク日報の存在を認識していたことを知らず、（2）において記述したとおり、教訓課にはイラク関連の資料はなく、また、のちにイラク日報が発見された外付け HDD には個人資料しかないという認識を有していたことから、同日午前、F は実際に文書の探索を実施することなく、該当する文書は保有していない旨 R に回答した。F は、この回答を行うに当たり上司の決裁を得なかった。回答を受けた R は、上司の決裁を経ず、同日 11 時頃、Q に対し、該当する文書を教訓課は保有していない旨

回答した。

同年4月1日、人事異動により、Fの後任となった教訓課員Nは、情報公開業務を担当することとなった。

N及びO²⁰は、同月7日頃、教訓課長から、情報公開請求に係る文書の探索という重要な事務がメールで依頼されることは不適切であり、発簡文書による依頼が必要である旨指示を受けた。この指示を踏まえた業務処理要領について調整が行われる中、同月13日、Qは、本件開示請求と同日に受領した他の情報公開請求に関する文書の探索を継続するようRにメールで依頼した。Rは、これに説明を加えることなく、そのままNに転送した。しかしNは、この依頼が発簡文書によらないものであったため、正式な依頼とは考えず、教訓課長に報告することはなかった。

本件開示請求については、同月13日までに各方面隊から陸幕運用支援課に対し文書の探索結果が通知され、その中に本件開示請求に該当すると考えられる文書が含まれていた²¹。また、上記4件のうち、他の1件についても陸自の他の部署において文書が特定される目途が立っていた。

そのため、同月20日、Qは、上記4件のうち、これら2件以外の2件の情報公開請求について、文書を発簡し探索を依頼した。こうした経緯もあり、その後、陸幕から研究本部に対し、本件開示請求に係る文書の再探索が依頼されることはなかった。

3. 調査項目等に対する評価

(1) イラク日報が発見されたという情報が共有されていた範囲

²⁰ 平成29年4月以降、Oは班長としてNの情報公開業務を指導することとなった。

²¹ 本件開示請求について、請求に合致すると考えられる文書が中部方面隊より提出されており、その後特定されている。

平成29年3月27日、教訓課長は、教訓課内にイラク日報が存在することを認知した。また、翌28日、総合研究部長は、教訓課長より報告を受け、イラク日報が教訓課に存在することを認知した。

また、教訓課員G及びO並びに総合研究部第1研究課員Iについては、教訓課にイラク日報が存在するという事実を知り得た状況にいたと考えられるが、これら3名がイラク日報の存在を認知した事実は確認できなかった。

その後平成29年12月頃に至るまでの間に、その他の職員でイラク日報が教訓課に存在することを認知した者は確認できなかった。

(2) 3月27日にイラク日報が発見されていたにもかかわらず、稲田大臣に報告が上がっていなかった理由

平成29年2月22日の稲田防衛大臣の発言を受け、イラク日報が教訓課に存在することを認知した総合研究部長及び教訓課長並びに教訓課にイラク日報が教訓課に存在するという事実を知り得たG、O及びIが、統幕参事官付からイラク日報の探索依頼が行われていたことを認知していれば、イラク日報の存在が陸幕に報告されていた可能性がある。しかし、稲田防衛大臣の発言を聞いた統幕総括官は、統幕参事官付の職員にイラク日報の再探索を実施するよう指示したが、その実施要領や方針を示すことはなく、また、その結果を確認することもなかった。この指示を上司から伝え聞いた統幕参事官付Aは、電話とメール²²でイラク日報の再探索を陸幕等の関係先に依頼したが、再探索の範囲や期限

²² Aが、イラク日報の再探索の依頼を意図して陸幕を含む関係先に送付したメールは、その意図が必ずしも明確に読み取れるものではなかった。

といった実施要領や依頼方法について上司に諮ることなく、また、その関係先からの回答をとりまとめ上司に報告することもなかった。この点を踏まえると、統幕総括官やAは、稲田防衛大臣の発言を受けたイラク日報の再探索を防衛大臣の指示への対応として適切に行ったとは言い難い。

また、陸幕は、平成29年2月22日の稲田防衛大臣の発言を受けたイラク日報の再探索に当たり、Fに対し探索を依頼し、Fは上司に相談等することなく、イラク日報は保有していない旨回答している。仮に再探索依頼があったことが教訓課長の知るところとなっていれば、平成29年3月27日にイラク日報の存在を認識した教訓課長が、その存在を陸幕に報告すべきであると判断した可能性がある。統幕参事官付の依頼が不明確であったことから、研究本部はイラク日報の探索が稲田防衛大臣の指示に基づくものと認識するには至らなかったが、Fによる当該事務処理は不適切であったと言わざるを得ない。

教訓課にはイラク関連の資料はない旨前任者から引継ぎを受けていたこともあり、このようなFの事務処理は、上述の文書探索に限られたものではなかった。Fは、平成29年3月27日受付の情報公開請求への対応においても、上司の決裁を得ることなく、請求に合致する文書が教訓課内には不存在である旨回答を行っている。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令及び防衛省本省の情報公開に関する訓令の施行について（防官文第2553号。13. 3. 30。以下「事務次官通達」という。）第6によれば、内局情報公開室は、開示請求書の写しを各部署に交付し所要の照会等を行い、交付を受けた各部署は、該当する可能性のある文書を探す等の事

務を開始することとされている。

Fが平成29年3月30日にRから依頼された探索は、事務次官通達第6に規定されている「所要の照会等」を受けて行うものであり、その後の情報公開業務を着実に遂行する上で、同規定にいう「当該開示請求事案について、該当する可能性のある文書を探す等の事務」に当たる重要な業務である。この規定に照らせば、Fが実際に探索を行わずに開示請求に関する文書が不存在である旨回答したことは適切ではなかった。文書管理者である総合研究部長、文書管理担当者である教訓課長又は文書管理担当者補助者であるGは、イラク日報の存在を認知していた、又は認知していた可能性のある者であり、本件開示請求に基づく探索依頼があることをFがこれらのいずれかの者に報告していれば、イラク日報の存在が陸幕に回答された可能性が高い。

また、Fの後任者であるNが、平成29年4月13日に陸幕から受信した文書の探索に関するメールを教訓課長に報告しなかったことは、このメールが情報公開請求への対応に関する協力を求めるものであったことを踏まえれば、必ずしも適切とは言えない。一方、これは、情報公開請求に係る文書の探索依頼は文書を発簡して行うべきであるとの教訓課長による指示を踏まえた調整が行われていたという事情によるものであった。

さらに、平成29年4月13日以降、陸幕から研究本部に対し本件開示請求に該当する文書の再探索依頼がなされていなかったことは、必ずしも適切とは言えない。一方、これは同年3月30日に研究本部から本件開示請求に該当する文書が不存在である旨回答を受けていたこと、及び同年4月13日までに他の部隊等において本件開示請求に該当すると考えられる文書が発見されていたという事情によるものであった。なお、本件開示請求に

については、開示決定期限である平成30年6月29日に向け、引き続き防衛省内で作業が進められているところである。

このように、稲田大臣からの再探索指示においても、本件開示請求に係る文書の探索依頼においても、Fが上司の決裁を得ずに回答していたことを総合研究部長、教訓課長及びGは把握していなかった。この点、平成29年3月27日にイラク日報の存在を認知していた教訓課長や、外付けHDDに行政文書が保存されていることを認識していたGと、これを認識せずに本件開示請求等への対応をしていたFとの間で、イラク日報の探索依頼について全く情報が共有されなかったことに関しては、普段から教訓課内の意思疎通が十分に図られていなかったことが要因として考えられる。また、行政文書ファイル管理簿に登録されている行政文書ファイルが保存されていた外付けHDDが、課員の業務の必要に応じて個人の用途に用いられる例もあったことも、外付けHDDには行政文書ではなく個人資料しか保存されていないという誤った認識をFが有するに至った背景であると考えられる。

加えて、総合研究部長及び教訓課長は、文書管理に関する職責を果たしていたか疑問が残る。文書管理者は、自らが管理する行政文書の管理について職員を指導する立場にあり、文書管理担当者は、文書管理者の事務を効率的に実施するため、文書管理者を補佐する立場にあるが、総合研究部長及び教訓課長は部下の職員に対し、行政文書の管理に関する指導を十分に行っていなかったと考えられる。

以上の状況を踏まえ、本調査においては、イラク日報の存在を認知した者が、稲田防衛大臣の再探索指示や情報公開請求にかかる業務においてイラク日報の探索を行っていたことを認識していたという事実は確認できなかった。他方で、統幕の職員が稲田

防衛大臣からの指示を十分に履行できなかったこと及び教訓課における事務処理が不適切であったことが、平成29年3月27日にイラク日報が発見されていたにもかかわらず、稲田防衛大臣に報告が上がっていなかった理由との結論に至った。

(参考) 調査の概要

1 調査項目に関する関連書類等の収集・分析

調査項目に関する事実関係を裏付ける関係書類、情報を各機関等から収集し、分析した。

2 関係すると考えられる職員からの聞き取り

調査項目に関係すると考えられる職員約70名から、対面又は電話による聞き取りを実施した。

3 アンケート調査

調査項目に関係すると考えられる職員及び調査に有益な情報を提供し得ると考えられる職員約400名を対象に、イラク日報が陸自研究本部に残されている可能性に関する認識、平成29年2月から3月にかけてイラク日報の探索が行われていたことに関する認識等を把握するためのアンケート調査を実施した。

4 現地調査

本年4月11日、大野防衛大臣政務官は目黒地区に所在する陸自教育訓練研究本部に赴き、本年3月末の組織改編前に朝霞駐屯地に所在した研究本部でイラク日報が発見された当時の執務室を再現した現場を確認するとともに、関係者からの聞き取り等を実施した。また、同年5月7日、大野防衛大臣政務官は統幕首席参事官及び同参事官の執務室を視察し、今般集約されたイラク日報の確認等を実施した。

このほか、調査チーム員が必要に応じ陸自教育訓練研究本部に赴き、関係職員からの聞き取り及び書類等の収集を行った。

(参照条文)

- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（抜粋）

(開示決定等の期限の特例)

第十一条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 本条を適用する旨及びその理由
- 二 残りの行政文書について開示決定等をする期限

- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令及び防衛省本省の情報公開に関する訓令の施行について（通達）（防官文第2553号。13.3.30）（抜粋）

第6 開示請求受付後の事務の開始

情報公開室は、開示請求された行政文書について、官房各局、機関等及び地方防衛局等の各部等に受け付けた開示請求書（他の情報公開室が受け付けた開示請求書を含む。）の写し（開示請求者の氏名、住所その他の個人情報を除く。以下同じ。）を交付し、所要の照会等を行うものとする。当該開示請求書の写しの交付を受けた官房各局、機関等及び地方防衛局等の各部等は、当該開示請求事案について、該当する可能性のある文書を探す等の事務を開始するものとする。

防官文（防）第199号
30.4.13

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

防衛大臣
(公印省略)

陸上自衛隊のイラクの「日報」に関する調査チーム設置要綱について（通達）

標記について、別紙のとおり定めたので、通達する。

添付書類：別紙

陸上自衛隊のイラクの「日報」に関する調査チーム設置要綱

(設置)

第1 陸上自衛隊のイラクの「日報」に関し、平成29年3月27日に陸上自衛隊研究本部において発見されていたにもかかわらず、陸上自衛隊から当時の稲田防衛大臣に対し報告が上がっていなかった理由及びイラクの「日報」が発見されたという情報が共有されていた範囲について事実関係を明らかにするため、防衛省に陸上自衛隊のイラクの「日報」に関する調査チーム（以下「調査チーム」という。）を置く。

(構成)

第2 調査チームの構成は、次のとおりとする。

- (1) チーム長 大野防衛大臣政務官
- (2) チーム員 事務次官が指名する大臣官房審議官
統合幕僚監部総括官
陸上幕僚監部監察官
- (3) 事務局長 大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
- (4) 事務局員 大臣官房文書課法令審査官
その他事務局長が指名する者

2 防衛大臣は、調査チームにおける調査の効果的な実施を図るため、部外の有識者にチーム長の補佐を委嘱する。

3 チーム長は、調査チームにおける調査のため必要があると認めるときは、第1項各号に掲げる職員以外の職員をチーム員に加えることができる。

(運営)

第3 チーム長は、調査チームの会議を招集し、調査チームの事務を総括する。

2 事務局長は、第4各号に掲げるグループによる調査に係る所要の作業を行う。

(グループの設置及び構成)

第4 調査チームを補佐し、細部の所要の作業を行うため、調査チームの下に内局グループ、統幕グループ及び陸自グループを置き、それぞれの構成は、次のとおりとする。

- (1) 内局グループ長 事務次官が指名する大臣官房審議官
- (2) 統幕グループ長 統合幕僚監部総括官
- (3) 陸自グループ長 陸上幕僚監部監察官
- (4) 各グループ員 それぞれのグループ長が指名する者

(各グループによる調査)

- 第5 統幕グループは、平成29年3月27日に陸上自衛隊研究本部においてイラク日報が発見されていたにもかかわらず、陸上自衛隊から当時の稲田大臣に対し報告が上がっていなかった理由に関する事実関係（統合幕僚監部に関するものに限る。）及び同日に陸上自衛隊研究本部においてイラク日報が発見されたという情報が当時共有されていた範囲に関する事実関係（統合幕僚監部に関するものに限る。）を調査する。
- 2 陸自グループは、平成29年3月27日に陸上自衛隊研究本部においてイラク日報が発見されていたにもかかわらず、陸上自衛隊から当時の稲田大臣に対し報告が上がっていなかった理由に関する事実関係（陸上自衛隊に関するものに限る。）及び同日に陸上自衛隊研究本部においてイラク日報が発見されたという情報が当時共有されていた範囲に関する事実関係（陸上自衛隊に関するものに限る。）を調査する。
- 3 前2項の規定による調査のほか、第1に規定する設置目的を達成するため、内局グループは、平成29年3月27日に開示請求のあった「イラク復興業務支援活動で現地に派遣された部隊が作成した行政文書」の情報公開への対応に関する事実関係を調査する。
- 4 統幕グループ及び陸自グループは、内局グループが行う調査に協力するものとする。

（関係部局の協力）

- 第6 関係部局は、調査チームから関係者の出席、資料の提出等の依頼があった場合には、これに協力するものとする。

（庶務）

- 第7 調査チーム及び事務局の庶務は、大臣官房文書課法令審査において処理する。

（情報の保全）

- 第8 第2第2項の規定により委嘱を受けた者は、知り得た情報が漏えいすることのないよう適切な情報の保全を図るものとする。

（委任規定）

- 第9 この要綱に定めるもののほか、調査チームの運営に関し必要な事項は、チーム長が定める。